

広島県告示第百八十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十八条の二の規定によって、指定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成二十二年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

社団法人広島県計量協会	名 称	質量計	指 定 区 分	広島市南区丹那町四番 一、二号	所 在 地	平成二十二年四月一日	指 定 更 新 年 月 日
-------------	-----	-----	---------	--------------------	-------	------------	---------------